

新型コロナウイルス感染予防による「西山公園体育館・スポーツセンター」の 利用中止に伴う利用料金の還付について(4月4日更新)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、感染症を理由とする施設利用のキャンセルについては、利用料金を全額還付いたします。なお、手続きなどは下記のとおり。

■対象期間:令和2年2月20日から令和2年5月31日の利用日

※これまでの対象期間である令和2年4月30日を延長しました。

■還付可能な対象:①新型コロナウイルスが原因で自主的にキャンセルするもの

※上記対象期間から4月6日から5月6日までの利用分を除く

②新型コロナウイルスが原因で利用停止されたもの

※4月6日から5月6日までの利用分

■還付手続き期間:令和2年3月7日(土)から令和2年5月31日(日)

▼西山公園体育館・・・午前9時～午後5時(火曜日を除く)

▼スポーツセンター・・・午前9時～午後5時

■還付方法:

1. 上記手続き期間内に、各施設の受付窓口へ直接、対象となる施設利用許可書を持参の上、コロナが原因でキャンセルする旨を申し出てください。
2. その受付窓口にてすぐに還付手続きを行います。(午前9時～午後5時の間)

■注意事項:

既に利用中止に伴う半額還付を受けておられる団体は、残りのキャンセル料を全額返金致します。ただし、手続きは、西山公園体育館窓口のみとします。

■特例措置(今回のコロナ感染が原因によるもののみ)

対象となる施設利用許可書(領収書)を持参できない場合は、施設利用許可書に記載されている団体の代表者本人が、本人確認できる書類を持参の上、還付手続きを行います。

※免許証や健康保険証など